

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 安芸太田町の自然条件

(地勢)

安芸太田町は、広島県の西北部に位置し、総面積は 342.25 km²、うち森林面積が 302.33 km²と町土の 88.3%を占め、耕地はわずかに太田川の本支流部に散在している。

本町の西部は、西中国山地国定公園が縦断しており、県内最高峰の恐羅漢山(1,346m)をはじめ、深入山(1,153m)、砥石郷山(1,177m)、市間山(1,108m)、内黒山(1,051m)など1,000mを超える高峰が群起している。これら背梁山地に水源を発する太田川水系の太田川、柴木川などの諸河川が深い溪谷を刻んでおり、中でも三段峡の溪谷は国の特別名勝の指定を受けている。

こうした地勢から、集落の散在する高地は、130mから800mと標高差の激しい山村地域となっており、河川はその源を中国山地に発し、町域の北西から南東方向に緩傾斜の吉備高原面を流下する太田川、柴木川、筒賀川及び滝山川のほか、広島県に特徴的な北東から南西に走る幾条もの構造谷線に沿って流れる丁川及び西宗川等がある。これらの河川の他にいくつもの中小の支川が太田川に流れ込み、高原面を深く下刻分断し、極めて複雑で急峻な地形を呈している。この急峻さを傾斜度別の面積でみると20°以上の傾斜地が全面積の73%、30°以上が25%に上り、本町の地形の険しさを端的に示している。

こうした複雑で急峻な地形上、台風や梅雨前線が通過する際、多量の雨が降りやすく、中国地方でも多雨地帯に属し、しかも、各支流の出水が一時的に太田川本流に集まるため、洪水の発生及び急峻山地の崩壊流出等のおそれを多分に有している。

(地質)

北東—南西方面に細長い恐羅漢山地塊を中心に、その南方に十方山、市間山、深入山の各並走塊地群からなり、これらは階段状に北西に急に、南東に漸次低下し、全体としては曲隆、開裂地塊山地の様相を示している。

これらの地塊群の占める地域は、標高1,000m～1,300m前後の平頂山峯が連互する壮重な山容の高原状山地である。

三段峡より上流は、石英斑岩、花崗斑岩の酸性半深成岩で占められ、深入山、恐羅漢山、その他の標高1,000m以上の平坦山頂部は、噴出岩様組織の著しい流紋岩類で覆われている。

南東部はいわゆる広島方花崗岩類が広分布し、深入山東麓ではその小岩体が流紋又は斑岩類を貫き、柴木付近では三段峡の石英斑岩と断層で接している。

南西部市間及び十方山塊付近では、粘板岩、砂岩、チャートから成る古成層が花崗岩体のルーフとして、また一部石英斑岩、流紋岩類の貫入溢流を受けて小露出を示し、勢変成によりホルンフェルス化している。断層としては、餅の木断層、深入山断層、横川断層、立岩断層、板ヶ谷断層等がある。

地質は、災害発生の態様を既定する大きな要因のひとつであるが、本町における地質は大半が花崗岩によって形成されている。この花崗岩質は風化しやすく、また老年期地形の特徴として、河川による浸食を受けやすいため、急峻な地形を形成する要因となっている。

(気候)

本町は、県全体から見れば高冷地帯に属しており、年平均気温はおおむね12.5℃、県南部の沿岸部の15℃前後に比べ、約2～3℃低いが、沿岸部との気温差は季節によって異なる。

また、年平均最高気温18℃、年平均最低気温8℃となっており、年平均気温の差は約10℃である。

年間平均総降水量は、約1,900mm～2,000mm程度で、中国山地と瀬戸内海沿岸のほぼ中間的な値を示している。

冬季には背梁山地の気温が南斜面に延びているため、天候も概して山陰側に類似することが多く、平均では11月後半になると雪が降り始め、積雪期間は50～60日間(降雪日数約35日)と多く、最深30cm～50cmまでの積雪の出現回数が多い。

また、本町は急峻で複雑な地形の影響により、局地的に大きな差異を生じていることも見逃せない特徴があり、防災上特別な配慮が必要である。

(2) 安芸太田町の地域災害リスク

(土砂災害)

本町の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布している。特に花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変質が進行し、いわゆる「マサ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、土砂災害が発生しやすい現況にある。広島県全体でも、砂防指定地、急傾斜地等の危険箇所数は全国最多となっており、注意が必要である。

(河川浸水)

本町の河川は、各河川管理者により、河川改修や河川整備等が進められているが、各河川とも急流なため、過去にも集中豪雨等による洪水により、護岸が決壊するなどして、人命や財産に大きな被害を与えているので、注意が必要である。

(ため池)

本町では、小規模なため池に水源を求めた開田があり、5箇所の防災重点ため池が存在している。これらのため池は、大正時代以前に造られており、今日の高齢化、混在化、水田の荒廃等による維持管理の粗放化により、老朽化が進んでいることから、決壊等のおそれがある危険なため池が増加しているため、注意が必要である。

(地震)

本町において、地震の影響が甚大であると思われるものには、南海トラフ巨大地震、安芸灘～伊予灘～豊後水道地震が見込まれており、震度 5 弱から 5 強の割合が最も高い確率となっている。建物への被害は、瓦の落下、壁のひび割れや落下、食器の落下等の危険があり、地震後の長期間の断水や停電等に備える必要がある。

(台風)

近年、日本の南の海面水温は上昇傾向にあるため、巨大台風が発生しやすい条件になっている。台風の進路によっては、本町も多大な被害を受ける可能性があり、屋根の損壊や建物の倒壊等や長期間の停電等に備える必要がある。

(その他)

当地域は、梅雨末期の集中豪雨、台風による暴風雨、豪雪による被災が多数を占め、なかでも昭和 47 年、昭和 58 年の集中豪雨による被害は甚大であった。

地震については、平成 12 年の鳥取県西部地震、平成 13 年の芸予地震で一部被害がみられたものの深刻な被害はみられない。

「地域の災害リスクを確認いただくために、以下の防災関連サイト等をご参考ください。」

- ・ 広島県防災 Web (土砂災害警戒区域、浸水、ため池、気象及び観測情報他)
<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>
- ・ 気象庁危険度分布 (気象の危険度を確認)
<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>
- ・ 地震情報 (気象庁)
<https://www.jma.go.jp/jp/quake/>
- ・ 国土交通省ハザードマップポータルサイト
～身のまわりの災害リスクを調べる～ (国土交通省)
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・ 地震ハザードステーション (国立研究開発法人防災科学技術研究所)
<https://www.i-shis.bosai.go.jp/>
- ・ 地震本部 (地震データ)
<https://www.jishin.go.jp/>

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者数 433 名
- ・小規模事業者数 380 名 (H26 経済センサスより算出)

【内 訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	75	66	
	製造業	41	36	
	卸売業	11	10	
	小売業	121	106	
	飲食・宿泊業	50	44	
	サービス業	90	79	
	その他	45	39	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組状況

- ・全戸への防災無線の整備
- ・安芸太田町地域防災計画（基本編・震災対策編）の策定
- ・安芸太田町水防計画の策定
- ・安芸太田町避難所設置・運営マニュアルの策定
- ・自主防災組織の育成
- ・防災備品の備蓄
- ・災害時応援協定の締結

2) 当会の取組状況

- ・商工会事業継続計画の策定（令和2年12月3日 理事会承認）
- ・商工会災害情報報告システムの活用
- ・LINEWORKS（非常時連絡網）の活用
- ・広島県中小企業共済と連携した火災共済等の加入促進

II 課題

(1) 商工会内部に関すること

商工会 BCP マニュアルはできているものの、災害リスクの認識（全町内：本所、支所、職員の住所、通勤経路等）や指揮命令系統が十分に認識されておらず、災害時の具体的な体制や運用（訓練）ができていない。役職員への周知徹底・運用も不十分である。

- ・災害後に必要になる書類や手続き（保険・融資・補助金等）が分かるようまとめていない。
- ・保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員が限定されている。
- ・町内全域の危険個所や避難所（町指定）、地域内事業者を一元的に網羅したハザードマップが作成されていない。（旧町村ごと）
- ・災害時の備蓄・設備が整っていない。（本所・支所）

(2) 中小・小規模事業者に関すること

- ・事業者 BCP に関する意識が低い。
- ・事業者の BCP 策定が進んでいない。
- ・事業者の保険の加入状況が把握できていない。
- ・事業者の緊急時の連絡先が把握できていない。

III 目標

- ・地区内事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害等の発生時における連絡体制を円滑に行うため、当会・当町の間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【成果目標】

業 種		BCP 作成事業者数 (策定済・更新も含む)					合計
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
商 工 業 者	建設業	1	2	2	2	2	9
	製造業	1	2	2	2	2	9
	小売業	1	2	2	2	2	9
	サービス ・その他	1	2	2	2	2	9
	合計	4	8	8	8	8	36

※管内小規模事業者に対して業種問わず広く支援を行うこととし、1 経営指導員あたり、年間 4 件の BCP 作成を目標とする。1 年目については、事業所に対する啓発の取り組みを重点的に行うため、件数を減じている。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～ 令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と安芸太田町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業に取り組む。
なお、関係期間等の役割分担及び項目ごとの実施計画は、下記の表に記載のとおりである。

〈1. 事前の対策〉

発生時の混乱をさけるため、災害リスクの周知や防災意識の醸成を行う。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なもの含む。）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年事業継続計画を作成（別添のとおり）。

3) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ損保会社等に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認
- ・安芸太田町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は、当会の事業継続計画に基づいて実施する。）。

【役割分担】

安芸太田町商工会	・商工会内部に関する対策 ・中小・小規模事業者の災害リスクの周知活動 ・中小・小規模事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援
安芸太田町（危機管理室）	・災害リスクの情報提供
安芸太田町（産業観光課）	・中小・小規模事業者（会員外）への情報提供

【事業内容と実施時期】

		R 3	R 4	R 5	R 6	R7
① 商工会内部に関する対策	役職員に対して BCP マニュアルの確認と運用 (避難所・自宅・家族・職場・通勤経路の災害リスクの確認)	○	○	○	○	○
	各地区役員との連携体制の構築	○	○	○	○	○
	災害リスクの確認 (マップ作成・更新)	○	○	○	○	○
	計画策定支援に係る関係機関との合同勉強会	○		○		○
	当該計画に係る訓練の実施		○	○	○	○
	損害保険内容の勉強会		○			
	損害保険会社との連携協定		○			
	金融機関との連携協定 (融資、返済について)		○			
	備蓄品の整備	○	○	○	○	○
② 中小・小規模事業者への災害リスクの周知活動	災害リスクに関するアンケート調査実施		○		○	
	各地区役員・総代懇談会での地域別リスクの周知	○	○	○	○	○
	商工会報への掲載・配布 (災害リスク周知と事業活動への影響)	○	○	○	○	○
	セミナー等の情報提供 (町広報・商工会報・部会議)	○	○	○	○	○
	セミナー (リスク周知) の開催	○	○	○	○	○
	防災安全お知らせメールの推進	○	○	○	○	○
	商工会災害情報報告システムの推進 (会員)	○	○	○	○	○
③ 業継続計画 (BCP) の策定支援	計画策定に係る情報提供 (セミナー・広報など)	○	○	○	○	○
	専門家によるセミナー開催		○	○	○	○
	専門家による個別支援	○	○	○	○	○
	支援先フォローアップ (策定確認等)	○	○	○	○	○
	損保会社と連携した損害保険への加入促進		○	○	○	○
	防災安全お知らせメールの普及		○	○	○	○
	商工会災害情報報告システムの普及 (会員)	○	○	○	○	○

(2. 発災後の対策)

職員の安否確認を LINEWORKS によって行い (発災後 24 時間以内)、業務従事の可否確認後、当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決め、被害状況を把握し、関係機関に連絡する。役割分担は次のとおり。

【役割分担】

安芸太田町商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・小規模事業者 (会員) の被害状況確認 ・ 被災事業者の相談、支援要望 ・ 安芸太田町 (産業観光課) との連絡調整
安芸太田町 (危機管理室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の設置 (事務局)
安芸太田町 (産業観光課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部の動員 ・ 中小・小規模事業者 (会員外)、の被害状況の把握 ・ 被災事業者に対する支援の情報収集及び情報提供 ・ 商工会との連絡調整

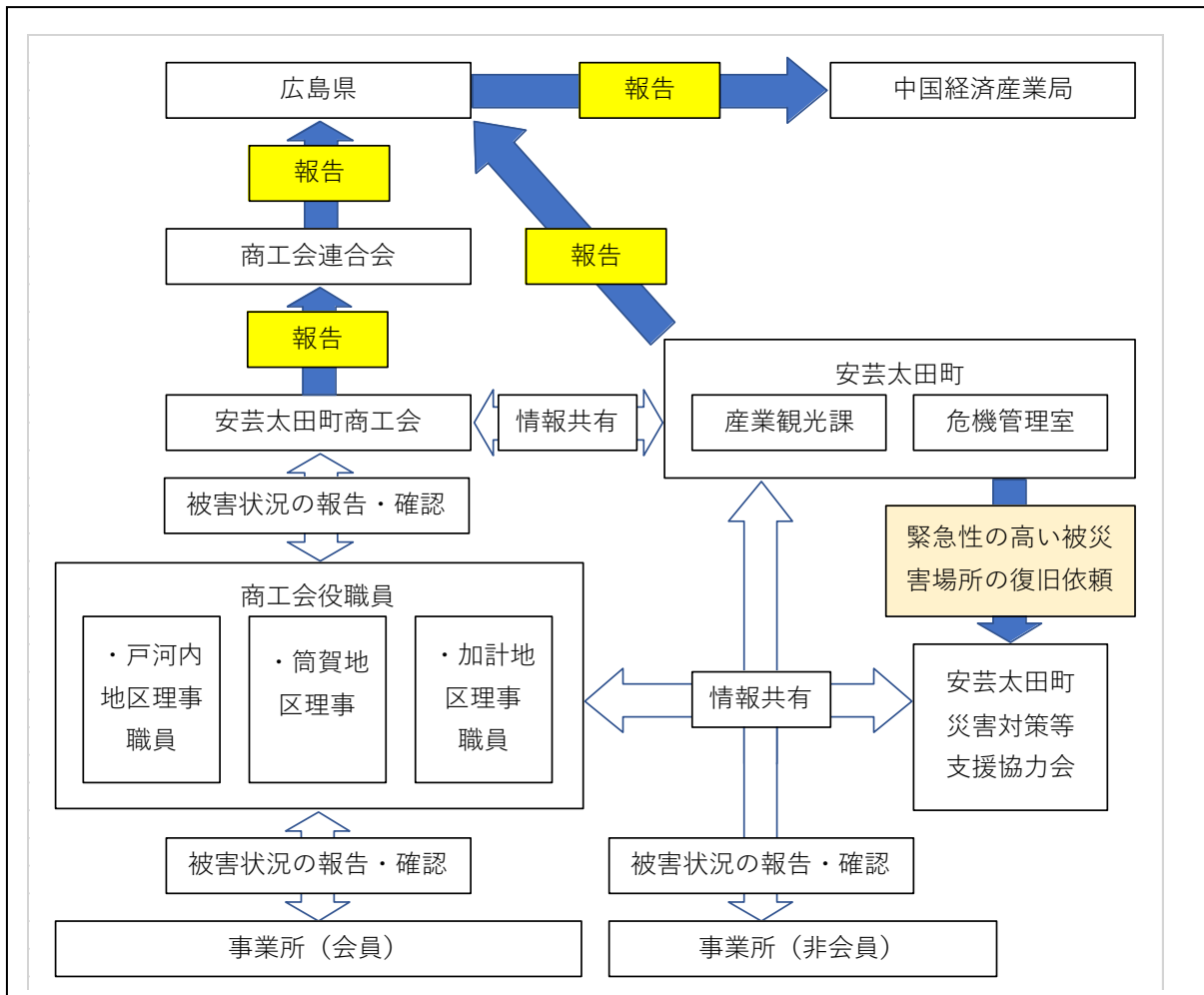
※1 各地区の被害状況の把握は各地区商工会役員との連絡による。

※2 商工会員用商工会災害情報報告システムや中小・小規模事業者への巡回・聞き取りにより被害状況を把握する。情報共有や報告をスムーズに行うため、報告書様式を統一する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決定する。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会は、全国商工会連合会の「商工会災害システム」に入力した被害状況を活用し、安芸太田町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・ 下図の流れで情報共有又は報告を行う。

【連絡体制図】



(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊（焼）・半壊（焼）」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床下浸水」、「建物の一部損壊（火災）」等、被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
 ・本計画により、当会と安芸太田町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週間	1日に1回情報共有する
2週間～1ヶ月	2日に1回情報共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する ※状況・内容に応じて、間隔を問わず随時情報共有する

〈4. 復旧に向けた対策〉

被災事業者に対し、速やかな復旧を支援するため、必要に応じて合同相談窓口を設置し、次の事業に取り組む。

【役割分担】

安芸太田町商工会	<ul style="list-style-type: none"> 被災事業者（会員）に対する相談、支援 安芸太田町（産業観光課）との連絡調整
安芸太田町（産業観光課）	<ul style="list-style-type: none"> 被災事業者（会員外）に対する相談、支援 被災事業者に対する金融支援等の窓口（国・県融資） 商工会との連絡調整

〈5. 中小・小規模事業者における相談、支援〉

- 補助金、融資での支援
- 保険金の請求手続きにおける支援
- その他必要な支援

〈6. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

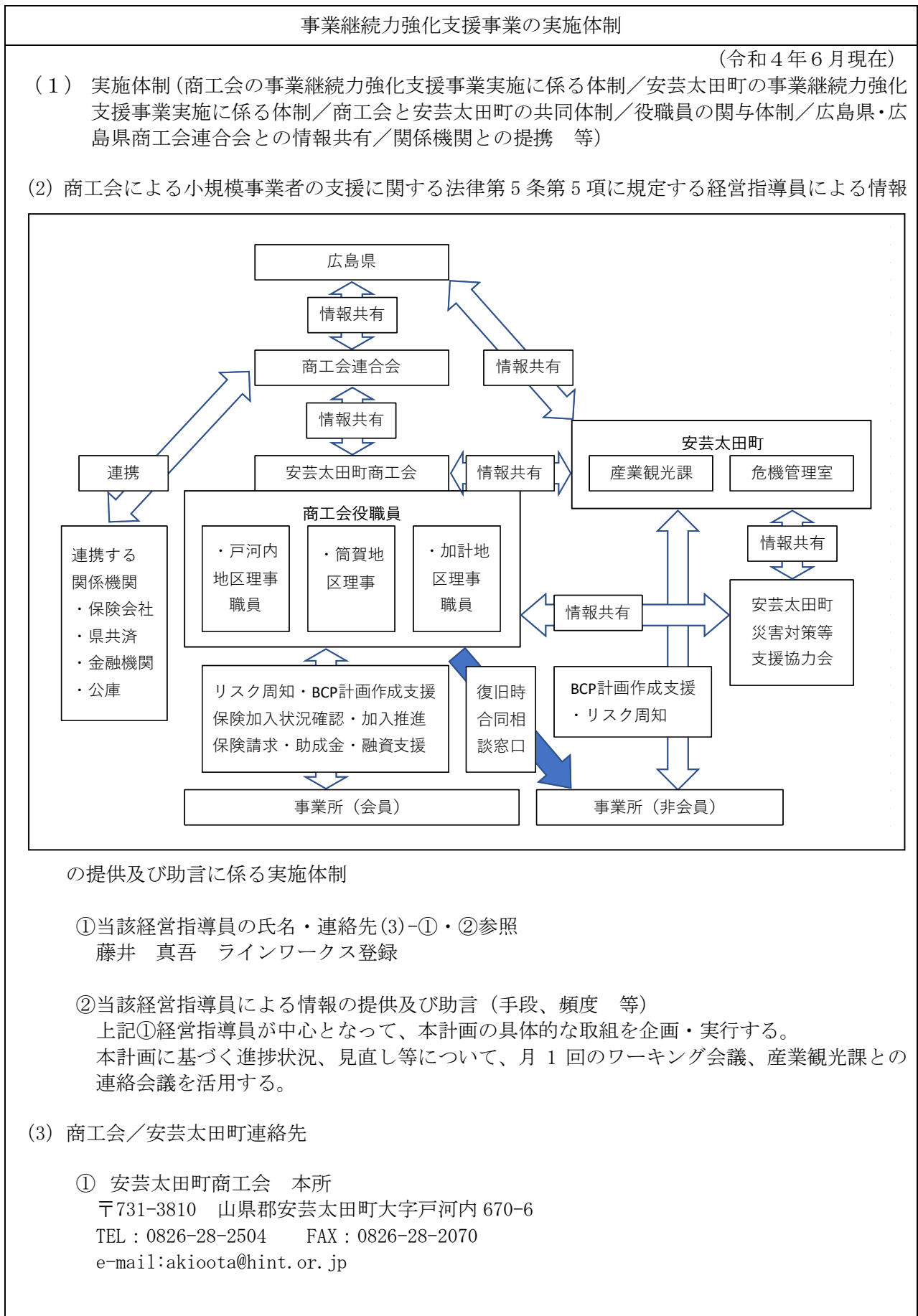
- 安芸太田町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県や安芸太田町、広島県商工会連合会、全国商工会連合会等に相談する。

※その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名・連絡先(3)-①・②参照
藤井 真吾 ラインワークス登録

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
上記①経営指導員が中心となって、本計画の具体的な取組を企画・実行する。
本計画に基づく進捗状況、見直し等について、月 1 回のワーキング会議、産業観光課との連絡会議を活用する。

(3) 商工会/安芸太田町連絡先

① 安芸太田町商工会 本所
〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内 670-6
TEL : 0826-28-2504 FAX : 0826-28-2070
e-mail:akioota@hint.or.jp

② 安芸太田町商工会 支所
〒731-3501 山県郡安芸太田町大字加計 3494-2
TEL : 0826-22-1221 FAX : 0826-22-1807
e-mail: akioota@hint.or.jp

③ 安芸太田町 産業観光課
〒731-3810 山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1
TEL : 0826-28-1961 FAX : 0826-28-1218
e-mail: sangyokanko@akiota.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	260	260	260	260	260
・パンフ・チラシ作成	50	50	50	50	50
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・専門家派遣	50	50	50	50	50
・資料作成費	10	10	10	10	10
・備蓄等消耗品費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、町補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等